

グリーン調達ガイドライン



制 定 2003 年 2月 10 日
適用実施 2003 年 4月 1 日
第21版改訂 2022 年 5月 1 日

ヤマハ発動機株式会社

目次

1. はじめに

2. ヤマハ発動機グループの環境活動

2. 1 地球環境に関する考え方

2. 2 環境活動

3. お取引先へのお願い事項

3. 1 気候変動の取り組み

3. 2 資源循環の取り組み

3. 3 生物多様性の取り組み

3. 4 環境マネジメントシステムの構築と運営

3. 5 環境負荷物質(製品含有化学物質)の管理

3. 6 環境教育と環境コミュニケーション

3. 7 その他のおお願い事項

1. はじめに

ヤマハ発動機グループは、1990年代初頭、『地球環境重視の経営』を打ち出し、1991年には、『地球環境方針』を制定し、以来、環境を経営の重要な柱と認識し、現在も環境活動に積極的に取り組んでおります。

昨今は、ESGが企業の価値に大きな影響を与えるようになり、環境(E)は、ESGの重要な取り組み項目となっております。併せて最近の環境動向をみると、環境負荷物質に関する規制が各国・各地域で次々と制定されています。グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国・各地域の環境負荷物質規制を遵守するため、環境負荷物質の管理を徹底しております。

環境負荷物質の管理活動をはじめ、温暖化防止、循環型社会の形成、水リスクへの対応、生物多様性活動など、環境活動は何れをとっても、地球規模の課題であり、私どもと価値観を共有いただけるお取引先の皆様と一体となる環境活動の推進なくしては、持続可能な社会の実現はありえません。

お取引先におかれましても、ヤマハ発動機グループの環境への考え方や取り組みを理解いただき、本ガイドラインに基づき、積極的な環境活動の推進をお願い致します。

ヤマハ発動機株式会社
環境委員会 委員長
取締役

丸山 平二

2. ヤマハ発動機グループの環境活動

2.1 地球環境に関する考え方

ヤマハ発動機株式会社は環境活動を進めるにあたり、経営理念及びサステナビリティ基本方針に基づいた活動を推進します。

<経営理念(抜粋)>

＝社会的責任のグローバルな遂行＝

私たちは、世界的な視野と基準で行動しなければならない。
地球環境や社会との調和に努め、公正で誠実な事業活動を通じて、
社会的責任を果たす企業でなければならない。

<サステナビリティ基本方針(抜粋)>

ヤマハ発動機グループは、「感動創造企業」を企業目的に、社会や地球環境との調和を図りながら、製品やサービスを通じて世界の人々に喜びや驚き、高揚感、そして豊かさや幸福感を提供し続けていくことを目指しています。これを実現するために私たちは、人と人とのつながりから生まれる共感を新しい価値を生む原動力とし、適正な企業統治の下、社会から信頼される企業として、革新的で多様な製品やサービスを通じ、ヤマハらしい形で社会の課題解決と持続的発展に貢献していきます。

取引先においても、この方針を支持し、それに基づいて行動することを要請します。

- 私たちは、国際ルール・法令を遵守するとともに腐敗防止に取り組み、公正・誠実に業務を遂行します。
- 私たちは、人権を尊重し、差別をせず、いかなる形であれ児童労働・強制労働は行いません。
- 私たちは、ステークホルダーとの関係を大切にし、適時かつ適正な情報開示を行います。

＝地球環境(抜粋)＝

地球温暖化防止に向けた技術開発を進め、環境負荷の最小化に努めます。また、生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組みます。

2.2 環境活動

ヤマハ発動機グループは、グループの環境長期目標「環境計画2050」を設定しグローバル視点で環境保全と生物多様性に取り組んでいます。

-気候変動、資源循環、生物多様性を重点取り組み分野として、CO₂排出量の削減や資源利用の削減を目指します。また、法令順守や化学物質管理などマネジメント分野の取組みも推進していきます。

環境計画2050

ヤマハ発動機は、ライフサイクルCO₂カーボンニュートラルを目指します。

取り組み分野	2050年目標		重点取り組み項目
気候変動 	1	製品からのCO ₂ 排出量を2010年比90%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ICE[※]系燃費改善 BEVモデルのラインナップ拡大 CN燃料[※]などエネルギーの多様化に対応するパワートレイン開発 <small>※ICE (internal combustion engine) 内燃機関 ※CN (carbon neutral) 燃料：水素、バイオ、合成液体燃料など</small>
	2	ライフサイクルCO ₂ 排出量のカーボンニュートラル	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動で排出されるCO₂を削減 (t-CO₂/売上) 物流活動で排出されるCO₂を削減
資源循環 	3	限りある資源の有効活用と循環利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 3R設計と製品リサイクルの推進 製造段階における廃棄物削減 水ストレスシナリオに基づき水使用量低減活動を推進
生物多様性 	4	各国・各地域で環境保全・生物多様性の活動を強化	<ul style="list-style-type: none"> 製品を使用するフィールド (陸・海・空) を守る活動 各国・各地域の環境課題解決に貢献する活動
マネジメント 	5	マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令順守と製品化学物質管理の強化 各国・各地域の大気汚染改善への貢献 生産活動におけるVOC排出の低減 サプライヤーと連携した環境活動の推進 グローバルな環境教育による環境保全意識の啓発

3. お取引先へのお願い事項

お取引先においても、当社の環境活動を理解し、それに基づいた取り組みをお願い致します。

3.1 気候変動の取り組み

ヤマハ発動機グループでは温室効果ガス排出量削減を環境の重要取り組み項目として掲げています。温室効果ガス排出量削減にはライフサイクル全体で、取り組むことが大切であると考えています。お取引先におかれましても、事業活動全体で温室効果ガス排出量削減のための活動推進をお願い致します。

- 1) 納入品の全ライフサイクル(製造、輸送工程など)における使用エネルギーの低減
- 2) 納入品そのものの消費エネルギー効率の改善
- 3) 再生可能エネルギーの積極的な活用

3.2 資源循環の取り組み

a) ヤマハ発動機グループは、限りある資源を有効に利用し、循環型社会を形成することが、持続可能な社会の実現に不可欠と考えています。お取引先におかれましても、投入する資源を最小化する取り組みをお願い致します。

1) 省資源化への配慮

- ・天然資源の使用量削減
- ・包装材料の削減
- ・製造時における投入資源と排出物削減及び廃棄物の低減

2) 再使用可能性への配慮(再使用容易化、長寿命化など)

3) リサイクル可能性への配慮(材料リサイクル、熱回収リサイクルなど)

4) 処理・処分容易性への配慮(分解性/破碎処理容易化など)

b) 地球環境の変化にともない、世界の各地で渇水や洪水が頻繁に発生するようになり、一度発生すると、その被害はより深刻になっています。ヤマハ発動機グループでは各国各地域の水リスクを考慮して、リスクに応じた水使用量削減の活動を推進しています。お取引先におかれましても、各国、各地域、立地を考慮した水リスクへの対応をお願い致します。

- 1) 取水量を最小限とする節水活動、再利用技術の活用
- 2) 立地ごとによる水リスクの把握とリスクに応じた取り組み

3.3 生物多様性の取り組み

ヤマハ発動機製品が躍動するのは自然豊かなフィールドをはじめとする様々な環境です。弊社製品のフィールドの一つである自然環境を豊かにするのに欠かせないのは、生物多様性です。弊社は、“生物多様性基本取り組み姿勢”の下、環境保護活動を積極的に行っております。お取引先におかれましても、生物多様性の積極的な活動をお願い致します。

- 1) 企業活動が与える生物多様性への影響の把握と最小化への取り組み
- 2) 地球環境との調和に配慮した自然を守り、育む活動の推進

3.4 環境マネジメントシステムの構築と運営

ヤマハ発動機グループは環境マネジメント体制を構築し、環境活動を組織的、かつ効率的に推進しています。お取引先におかれましても環境マネジメント体制を構築し、運営をお願い致します。

具体的には、下記(1)～(3)のいずれかを満たすようお願い致します。

- (1)ISO14001認証・登録による環境マネジメントシステムの構築
- (2)環境省「エコアクション21」認証・登録による環境マネジメントシステムの構築
※日本国内のみ
- (3)上記以外の場合には、以下の①～⑤を満たす取り組み

- ①「環境方針」、「環境目標及び目標達成のための実行計画」の策定
- ②環境管理責任者、組織等の設置と適切な環境管理活動の推進
- ③環境法規制の遵守
- ④以下、環境への積極的な取り組み
 - ・事業のリスクと機会の把握と優先順位の高い環境活動への積極的な取り組み
 - ・ヤマハ発動機グループ「環境計画2050」に対応する活動への取り組み
- ⑤環境に関する緊急事態への対応方法の明確化

3.5 環境負荷物質(製品含有化学物質)の管理

昨今、環境負荷物質に関する規制が各国、各地域で次々と制定されています。グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国、各地域の規制を遵守するため、特に製品含有化学物質の管理を徹底しております。製品含有化学物質の管理におきましては、お取引先の協力が不可欠となります。お取引先におかれましても、化学物質管理の徹底をお願い致します。

具体的には“表1 お取引先への環境負荷物質(製品含有化学物質)管理依頼一覧表”に沿った管理をお願い致します。

表1 お取引先への環境負荷物質(製品含有化学物質)管理依頼一覧表

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマハ発動機の製品、及びヤマハ発動機製品とともに出荷されるもの ・ヤマハ発動機製品とは別に出荷される間材 (他国から輸入される間材も含む) 				ヤマハ発動機の製品とともに出荷されないもの
対象	部品 補給部品	原材料	梱包材(※1)	間材(※1) 用品	梱包材(※2) 間材(※2) 設備 仕入品 建設材料
指示	図面 (外設依頼書)	YGK 材料仕様書等	図面 (含む図面相当のもの)	グリーン調達ガイドライン	グリーン調達ガイドライン
管理物質	YGK-A-119	YGK-A-119	YGK-A-119	YGK-A-119	グリーン調達ガイドライン表2
確認方法	・YGK-A-119遵守誓約書 ・IMDS など	・YGK-A-119遵守誓約書 ・IMDS など	・YGK-A-119遵守誓約書 ・IMDS など	・YGK-A-119遵守誓約書 ・IMDS など	不使用誓約書 など
確認時期	個別依頼時 ※新規設定時 図面改訂時 工程変更時など	個別依頼時 ※新規設定時 材料成分変更時など	個別依頼時 ※新規設定時 構成材料成分変更時など	個別依頼時 ※新規設定時 構成材料成分変更時など	個別依頼時 ※新規取引開始時 対象物質リスト 変更時など

※1 : ヤマハ発動機の製品とともに出荷されるもの

※2 : ヤマハ発動機の製品とともに出荷されないもの

IMDS(International Material Data System)

当社を含む世界の四輪・二輪メーカーが、個々の部品にどのような化学物質が使用されているかを管理するために運用しているインターネット上の材料データベース。

- 1) ヤマハ発動機製品、及びヤマハ発動機製品とともに出荷されるもの
- 2) ヤマハ発動機製品とは別に出荷される間材 (他国から輸入される間材を含む。また他国から輸入される工場内で使用する間材を含む)

<該当例>

製品や製品を構成する部品、補給部品、生産用原材料、梱包材(※1)、間材(※1)、用品など

<基準>

ヤマハ技術規程『環境負荷物質管理基準YGK-A-119』の遵守をお願い致します。

<お取引先へのお願い事項>

- ・当該品を納入するお取引先には、各社一葉の“YGK-A-119遵守誓約書”などの提出をお願い致します。
- ・ご提出いただいたYGK-A-119遵守誓約書などは、YGK-A-119の改訂があった場合も、常に最新のYGK-A-119を誓約の対象とさせていただきます。
- ・当該品について、当社よりIMDSデータ等により、納入品の成分データの提出をお願いすることがあります。依頼がありましたら、指定期日までに提出下さい。
- ・構成する材料変更等により、提出いただいたIMDSデータ等納入品成分データに変更があった場合、弊社の要請の有無に関わらず、必ず再提出をお願い致します。
- ・製品群、用途、使用環境や使用される国や地域などの事情により、『YGK-A-119』とは別にヤマハ発動機グループ各社より、管理する物質が制定される場合があります。その場合、追加された物質の管理も併せてお願い致します。

3) ヤマハ発動機の製品とともに出荷されないもの

<該当例>

工場間保護用梱包材(※2)、間材(※2)、設備、仕入品(他社ブランド品など)、建屋建設材料など

<基準>

グリーン調達ガイドライン“表2グローバル共通禁止物質”の遵守をお願い致します。

表2は国際条約で決定した各国共通で禁止に取り組む化学物質のみを規定しています。条約に加盟していない国でも、“表2グローバル共通禁止物質”の遵守をお願い致します。禁止のタイミングは条約で化学物質が決定された後、1年後を目安とします。

“表2 グローバル共通禁止物質”に加えて、使用用途・環境や使用される国や地域の規制等により、ヤマハ発動機グループ各社が禁止物質を制定する場合があります。

<お取引先へのお願い事項>

- ・当社よりお取引先には各社一葉の不使用誓約書などの提出をお願いすることがあります。依頼がありましたら、指定期日までに提出下さい。
- ・不使用誓約書など提出後、グリーン調達ガイドライン表2に改訂があったり、グリーン調達ガイドライン表2とは別にヤマハ発動機グループ各社より、管理する物質が追加された場合には、再度不使用誓約書などの提出をお願いすることがあります。依頼がありましたら、指定期日までに提出下さい。
- ・不使用誓約書など提出後、新たに納入する当該品が発生した場合も提出いただいた不使用誓約書などの対象とさせていただきます。
- ・当該品に関し、含有される環境負荷物質とその量を把握するため、含有状況の報告・SDSの提出などにより、調査を実施させていただくことがあります。

表2 グローバル共通禁止物質

納入品に含有してはいけない物質を示す。
 非意図的含有や副生成物など、含有基準は根拠法に準じる。
 各国・地域の法規等により禁止されている物質(用途)は、法規を優先する。

対象規制など	化学物質名	CAS 番号 (一意に決まる場合)	閾値
ストックホルム条約 付属書A(廃絶)	アルドリン	309-00-2	なし(適切な分析方法において検出されない)
	α -ヘキサクロシクロヘキサン	319-84-6	
	β -ヘキサクロシクロヘキサン	319-85-7	
	クロルデン又はヘプタクロル	57-74-9等	
	クロルデコン	143-50-0	
	ディルドリン	60-57-1	
	エンドスルファン又はベンゾエピン	115-29-7 等	
	エンドリン	72-20-8	
	ヘキサプロモビフェニル	36355-01-8 等	
	ヘキサプロモシクロドデカン	3194-55-6 等	
	ヘキサプロモジフェニルエーテル	36483-60-0 等	
	ヘプタプロモジフェニルエーテル	68928-80-3 等	
	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
	ヘキサクロロプター-1,3-ジエン	87-68-3	
	γ -ヘキサクロシクロヘキサン又はリンデン	58-89-9	
	マイレックス	2385-85-5	
	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類	87-86-5 等	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3 等	
	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	2050-69-3 等	
テトラプロモジフェニルエーテル	5436-43-1		
ペンタプロモジフェニルエーテル	60348-60-9		
トキサフェン	8001-35-2		
短鎖塩素化パラフィン(SCCP)	85535-84-8 等		
デカプロモジフェニルエーテル	1163-19-5		
ジコホル	115-32-2		
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	335-67-1 等		
ストックホルム条約 付属書B(制限)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	50-29-3	なし(適切な分析方法において検出されない)
	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホンル)＝フルオリド(別名PFOSF)	1763-23-1 等	
水俣条約	水銀及びその化合物	7439-97-6 等	特定水銀使用製品により水銀含有量の閾値あり
モントリオール議定書 付属書A	CFCs (CFC-11, FC-12, CFC-113, CFC-114, CFC-115)	75-69-4 等	なし(適切な分析方法において検出されない)
	ハロン	353-59-3 等	
モントリオール議定書 付属書B	その他の CFCs (CFC-13, CFC-111, CFC-112, CFC-211, CFC-212, CFC-213, CFC-214, CFC-215, CFC-216, CFC-217)	75-72-9 等	
	四塩化炭素	56-23-5	
	1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6	
モントリオール議定書 付属書C	HBFCs	1868-53-7 等	
	ブロモクロロメタン	74-97-5	
モントリオール議定書 付属書D	臭化メチル	74-83-9	

3.6 環境教育と環境コミュニケーション

お取引先には環境教育と環境コミュニケーションの活動への取り組みもお願い致します。

3.7 その他のお願い事項

お取引先における環境活動への取り組み状況につきまして、調査を実施させていただくことがあります。ご協力をお願い致します。

改訂履歴(1)

改訂番号	年月日	理由・内容
第1版	2003年6月30日	ジクロロメタンを使用禁止または制限する物質に追加 (P.5に記載)
第2版	2004年6月30日	【使用禁止物質】 アゾ化合物、ジクロロメタンを追加 【代替を推進する物質】 塩化ビニルを削除。短鎖型塩素化パラフィン、砒素及び 砒素化合物を追加。対象とする全ての用途を再確認し、 修正
第3版	2004年12月29日	適用範囲をヤマハ発動機よりヤマハ発動機グループに 拡大 表2中、『代替完了期限』を『含有禁止開始日』に変更 表2中、六価クロムの含有禁止開始日の見直し 表2中、六価クロムの除外用途に亜鉛-鉄合金めっき、 亜鉛-ニッケル合金めっきのクロメートを追加
第4版	2005年8月1日	制定目的に『自主取組みの精神の下』を追加 ガイドラインの製品群、部品、地域に合わせて事業部、 拠点、グループ会社毎の扱いを追加 表2中、鉛含有電子基盤及びその他の電気はんだの含 有禁止開始日削除 表2中、補給部品の扱いを追加 表3「削減を求める物質」を追加 C物質(管理抑制)の扱い追加
第5版	2005年12月28日	グリーン調達推進方法を追加 補給部品の扱いを変更 C物質表を追加
第6版	2006年7月1日	発行責任を環境企画推進部会に変更 使用禁止物質の副生成物の扱いを明確にした。 化審法第1種特定化学物質に2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリ アゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを追加 (表1,表2)

改訂履歴(2)

改訂番号	年月日	理由・内容
第7版	2006年12月28日	化審法第1種特定化学物質に2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル),ヘキサクロロブタ-1,3-ジエンを追加
第8版	2007年7月1日	制定目的と適用範囲に環境負荷物質削減大日程表の文を追加
第9版	2007年12月28日	1. アスベストを規制値の厳しい法令側に移動
第10版	2008年8月1日	禁止物質を1種類追加
第11版	2010年7月30日	1. 「D物質」、「C物質」の定義見直し 2. 環境負荷物質不使用誓約書依頼について記述追加 3. 補給専用部品の代替期限について表現変更 4. 「D物質」、「C物質」の対象法令の改正情報更新
第12版	2010年11月19日	『表1 使用禁止物質』の誤記訂正
第13版	2012年4月27日	制定目的の見直し 「地球環境方針」を「地球環境に関する考え方」に変更 環境負荷物質の適用範囲の見直し 「表1 使用禁止物質」の「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール」の除外用途を削除 「表1 使用禁止物質」に「PFOS又はその塩」を追加 「表2 代替を推進する物質」の誤記訂正 「表2 代替を推進する物質」のSc「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール」、Sh「1,2,5,6,9,10-ヘキサブROMシクロデカン」は、それぞれ地域・用途限定していたが、グローバル適用としたため、表2から削除 表2の注意書き「含有とみなさない条件」を見直し
第14版	2013年10月31日	禁止物質を12種類追加
第15版	2015年1月30日	1. 表1のHBCDをShからScに移行 2. 表3のDcの条文番号誤記訂正
第16版	2016年4月1日	禁止物質を2種類追加

改訂履歴(3)

改訂番号	年月日	理由・内容
第17版	2017年7月1日	1. 環境活動について記述見直し 2. 禁止物質を2種類追加
第18版	2018年1月1日	禁止物質など全面見直し
第19版	2018年4月27日	表2にSCCP、デカブロモジフェニルエーテルと水銀化合物を追加
第20版	2021年1月1日	1. 環境活動の内容を環境計画2020から2050の内容に整合 2. 表1中、ヤマハ発動機の製品、及びヤマハ発動機の製品とともに出荷されるものに間材を追加。 3. 3.5 3)について記述見直し 4. 表2にジコホルとPFOAとその塩及びPFOA関連物質を追加
第21版	2022年5月1日	1. 「サステナビリティ基本方針」への改定を反映 2. 環境計画2050の見直し内容に整合 3. 「環境負荷物質」を「製品含有化学物質」に一部修正 4. お問い合わせ先の変更

<本ガイドライン全般に関するお問い合わせ先>

人事総務本部 安全健康推進部
環境・安全マネジメントグループ
e-mail: kaseihin@yamaha-motor.co.jp

<製品含有化学物質管理に関するお問い合わせ先>

人事総務本部 貿易管理部
製品含有化学物質管理グループ
e-mail: env.tech@yamaha-motor.co.jp